

令和7年度第2回国民健康保険運営協議会 資料

国民健康保険税の改定について

令和7年12月18日

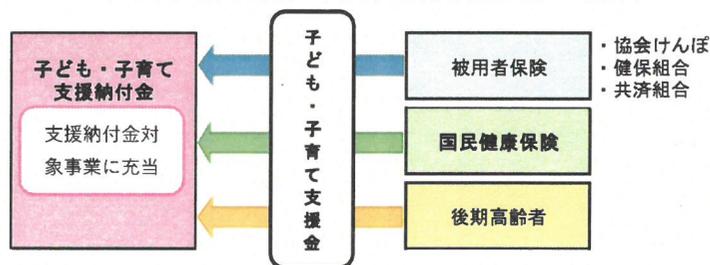
市民部保険課

## 子ども・子育て支援金について

## 1 子ども・子育て支援金制度

- 子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において、総額が3.6兆円規模となる「子ども・子育て支援加速化プラン」が取りまとめられ、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が成立した。
- この法律に基づき、支援納付金対象費用（※）の一部に充てるための「子ども・子育て支援金」を令和8年度に創設する。

※ 支援納付金の対象費用：児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付の創設、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設、出産後休業支援給付、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設等



- 支援金は、令和10年度までに段階的に導入される予定となっている。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
6,000億円	8,000億円	1兆円

## 2 国民健康保険税

## (1) 保険税の区分

現在の国民健康保険税の内訳は、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護分（40歳以上65歳未満の方のみ負担）の3つの区分があり、これらの合計が保険税額となっている。令和8年度から新たに④子ども・子育て支援金分が追加される。

なお、現時点での目安として、令和8年度における国民健康保険の加入者1人あたりの負担額は、月平均250円（年平均3,000円）が示されている。（別表参照）

## 【国民健康保険税】

令和8年度から	④ 子ども・子育て支援金分	均等割額 + 所得割額
現行	③ 介護分	均等割額 + 所得割額
	② 後期高齢者支援金分	均等割額 + 所得割額
	① 医療分	均等割額 + 所得割額

## (2) 保険税率について

医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、国に納める支援金の額に照らし、保険者が設定する。つまり、被用者保険は事実上、国が一律に示す。

各市区町村では、都が算定・提示する納付金額・標準保険税（料）率に基づき、保険税（料）を決定する。

## (3) 保険税（料）の軽減措置について

現行の医療保険制度に準じて、低所得者に対する均等割額の軽減措置（2、5、7割軽減）を行う。

また、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満（※）の子どものに係る支援金均等割額の全額軽減措置が講じられる。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子ども（高校生年代までの子ども）

## 【別表】

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者ひとり当たり平均月額・年額）  
（令和7年3月子ども家庭庁資料より作成）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	月額	年額	月額	年額	月額	年額
全制度平均 （増加額）	250円	3,000円	350円 (100円)	4,200円 (1,200円)	450円 (100円)	5,400円 (1,200円)
被用者保険※ （増加額）	300円	3,600円	400円 (100円)	4,800円 (1,200円)	500円 (100円)	6,000円 (1,200円)
協会けんぽ （増加額）	250円	3,000円	350円 (100円)	4,200円 (1,200円)	450円 (100円)	5,400円 (1,200円)
健保組合 （増加額）	300円	3,600円	400円 (100円)	4,800円 (1,200円)	500円 (100円)	6,000円 (1,200円)
共済組合 （増加額）	350円	4,200円	450円 (100円)	5,400円 (1,200円)	600円 (150円)	7,200円 (1,800円)
国民健康保険 （増加額）	250円	3,000円	300円 (50円)	3,600円 (600円)	400円 (100円)	4,800円 (1,200円)
後期高齢者医療 （増加額）	200円	2,400円	250円 (50円)	3,000円 (600円)	350円 (100円)	4,200円 (1,200円)

※ 金額は、事業主負担分を除いた本人拠出分

# 令和8年度の子ども・子育て支援分事業費納付金及び区市町村標準保険税(料)率(仮算定)

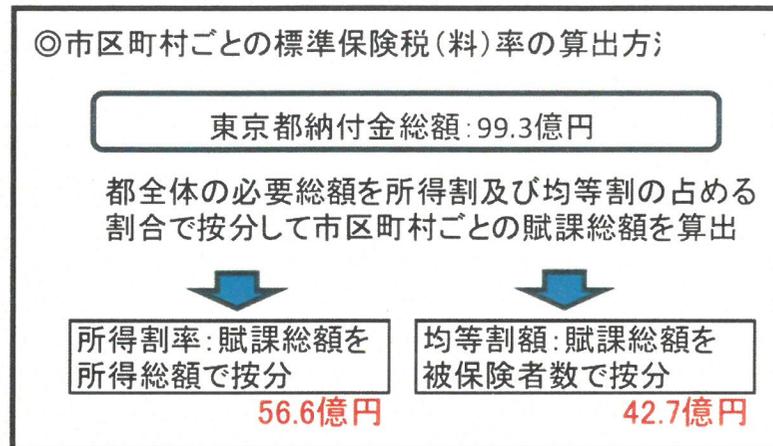
資料2

## 1 納付金の算定方法

東京都全体の納付金必要額を基に、市区町村の所得水準、被保険者数等を反映して各市区町村の納付金を算定する。

◎子ども・子育て支援金必要額(推計)  
総額6,000億円(令和8年度分)

被用者保険 (労使折半)	後期高齢者	<b>国保</b>
事業主 被保険者		
4,110億円	510億円	<b>1,380億円</b>



★ 12月末に国が提示予定の確定係数を基に、東京都は1月上旬までに本算定を行い令和8年度の納付金額が確定する予定。

## 2 三鷹市の保険税率の仮算定結果

東京都所得割 賦課総額 56.6億円	×	三鷹市が占める 所得割合 0.0143	≒	三鷹市所得割 賦課総額 8,104万円	÷	三鷹市 所得総額 298.8億円	=	三鷹市 所得割率 0.27%
東京都均等割 賦課総額 42.7億円	×	三鷹市が占める 被保険者割合 0.0127	≒	三鷹市均等割 賦課総額 5,448万円	÷	三鷹市 被保険者数 32,434人	=	三鷹市 均等割額 1,680円
三鷹市 均等割額 1,680円	×	18歳未満 被保険者数 2,411人	=	18歳未満 均等割額 405万円	÷	18歳以上 被保険者数 30,023人	=	18歳以上 均等割額※ 135円

※ 18歳未満の均等割額は軽減されるため、軽減分を18歳以上の被保険者が負担する額

★ 本算定により東京都から提示された三鷹市の「区市町村標準保険税(料)率」を最終的な保険税率とする。

## 【諮問案】子ども・子育て支援金 モデル世帯における影響額

※世帯のうち1人のみ給与所得ありと想定

	番号	世帯の 給与所得※	給与収入 (目安)	所得階層の 概要	【現行】医療分・後期高 齢者支援等課税分・介護 納付金課税分		【影響額】 子ども・子育て支援金分 (仮算定)		合計	
					保険税	収入に占める 割合	保険税	収入に占める 割合	保険税	収入に占める 割合
A 単身世帯・ 40代	①	430,000円	1,080,000円	7割軽減の上限	16,200円	1.50%	500円	0.05%	16,700円	1.55%
	②	735,000円	1,385,000円	5割軽減の上限	57,500円	4.15%	1,700円	0.12%	59,200円	4.27%
	③	990,000円	1,640,000円	2割軽減の上限	99,200円	6.05%	2,900円	0.18%	102,100円	6.23%
	④	2,020,000円	3,000,000円	軽減なし	213,000円	7.10%	6,100円	0.20%	219,100円	7.30%
B (40代・4人 未就学児2人世帯)	①	430,000円	1,080,000円	7割軽減の上限	44,700円	4.14%	1,000円	0.09%	45,700円	4.23%
	②	1,650,000円	2,470,000円	5割軽減の上限	196,500円	7.96%	5,100円	0.21%	201,600円	8.16%
	③	2,670,000円	3,880,000円	2割軽減の上限	343,200円	8.85%	8,900円	0.23%	352,100円	9.07%
	④	3,560,000円	5,000,000円	軽減なし	462,000円	9.24%	12,000円	0.24%	474,000円	9.48%
C (40代・4人 小学生2人世帯)	①	430,000円	1,080,000円	7割軽減の上限	56,900円	5.27%	1,000円	0.09%	57,900円	5.36%
	②	1,650,000円	2,470,000円	5割軽減の上限	216,900円	8.78%	5,100円	0.21%	222,000円	8.99%
	③	2,670,000円	3,880,000円	2割軽減の上限	375,800円	9.69%	8,900円	0.23%	384,700円	9.91%
	④	3,560,000円	5,000,000円	軽減なし	502,800円	10.06%	12,000円	0.24%	514,800円	10.30%
D (40代・4人 子ども22歳 22歳人世帯)	①	430,000円	1,080,000円	7割軽減の上限	56,900円	5.27%	2,100円	0.19%	59,000円	5.46%
	②	1,650,000円	2,470,000円	5割軽減の上限	216,900円	8.78%	6,900円	0.28%	223,800円	9.06%
	③	2,670,000円	3,880,000円	2割軽減の上限	375,800円	9.69%	11,800円	0.30%	387,600円	9.99%
	④	3,560,000円	5,000,000円	軽減なし	502,800円	10.06%	15,700円	0.31%	518,500円	10.37%

【諮問案】子ども・子育て支援金 モデル世帯における影響額(年金所得者)

※世帯のうち1人のみ年金所得ありと想定

	番号	世帯の所得	年金収入 (目安)	所得階層の概要	【現行】医療分・後期高齢者支援等課税分・介護納付金課税分		【影響額】子ども・子育て支援金分(仮算定)		合計	
					保険税	収入に占める割合	保険税	収入に占める割合	保険税	収入に占める割合
E (70年代 単身世帯)	①	430,000円	1,530,000円	均等割のみ	12,200円	0.80%	500円	0.03%	12,700円	0.83%
	②	580,000円	1,680,000円	7割軽減の上限	24,700円	1.47%	900円	0.05%	25,600円	1.52%
	③	885,000円	1,985,000円	5割軽減の上限	58,500円	2.95%	2,100円	0.11%	60,600円	3.05%
	④	1,140,000円	2,240,000円	2割軽減の上限	92,200円	4.12%	3,300円	0.15%	95,500円	4.26%
	⑤	1,900,000円	3,000,000円	軽減なし	164,200円	5.47%	5,700円	0.19%	169,900円	5.66%
F (70年代 2人世帯)	①	430,000円	1,530,000円	均等割のみ	24,400円	1.59%	1,000円	0.07%	25,400円	1.66%
	②	580,000円	1,680,000円	7割軽減の上限	37,000円	2.20%	1,400円	0.08%	38,400円	2.29%
	③	1,190,000円	2,290,000円	5割軽減の上限	104,500円	4.56%	3,800円	0.17%	108,300円	4.73%
	④	1,700,000円	2,800,000円	2割軽減の上限	171,800円	6.14%	6,300円	0.23%	178,100円	6.36%
	⑤	1,900,000円	3,000,000円	軽減なし	205,000円	6.83%	7,500円	0.25%	212,500円	7.08%